

審査等を行う建築物又は建築物の部分について

区分	対象法令及び条文	対象となる建築物(建築物の部分)
1	高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第17条第3項) ※1	認定に係る建築物又は建築物の部分(「みなし確認」)を行う場合
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(第6条第1項) ※2	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(第5条第1項)	
	都市の低炭素化の促進に関する法律(第10条第1項)	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律(第17条第3項)	
2	(建築基準法 第7条の6)	仮使用認定申請を行う建築の部分
	(建築基準法 第85条第5項)	仮設建築物の建築許可申請の場合
	(建築基準法 第86条の8第1項)	全体計画認定の場合
3	その他、国土交通省の技術的助言による場合	

※1 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第17条第3項)の認定にあたっては、同条第4項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。

※2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(第6条第1項)の認定にあたっては、同条第2項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。